
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 5 年下川町議会定例会を再開し、12 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 12 月定例会議の運営について、去る 12 月 6 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について、御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

12 月定例会議の提案事項については、町長提案が 23 件で、内容は、行政報告 1 件、条例制定 3 件、条例改正 10 件、一般議案 2 件、補正予算 7 件でありました。

また、議会提案は 4 件で、内容は、委員会報告 1 件、会議案 1 件、委員会調査報告 2 件であります。

これらの状況を考慮し、12 月定例会議の審議を要する期間については、本日 12 月 11 日から 14 日の 4 日間とすることとし、本会議については、本日 11 日、12 日及び 14 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例制定の「下川町歯科診療所誘致条例」、「下川町簡易水道事業の設置等に関する条例」、「下川町下水道事業の設置等に関する条例」、条例改正の「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」、「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」、一般議案の「下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について」、補正予算の「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件 16 件、議会提案 4 件、合わせて 20 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、5 名の議員から通告がありました。

このことから、12 月 12 日に 5 名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなり

ます。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、12 月定例会議の審議を要する期間について、本日 11 日から 14 日までの 4 日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、12 月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日 11 日から 14 日までの 4 日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、師走に入り大変御多用のところ、議会 12 月定例会議に御出席を賜り、心から感謝申し上げます。

12 月定例会議に提出予定しております案件につきましては、条例案件 13 件、単行案件 2 件、予算案件 7 件のほかに、1 件の行政報告を述べさせていただくところでございます。

提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社令和 5 年度中間決算報告について、行政報告を述べさせていただきます。

一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の令和 5 年 4 月から 9 月までの上半期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について御報告申し上げます。

まず、利用状況であります。宿泊、日帰りを合わせた利用客数は 3 万 9,180 人で、前年と比較しマイナス 5,585 人、12.5%の減少となっております。宿泊客数は 2,925 人で、前年と比較しマイナス 70 人、2.3%の減少となっております。日帰り客数につきましては 3 万 6,255 人、1 日平均 205 人のお客様に御利用をいただいております。前年と比較しマイナス 5,515 人、13.2%の減少となっております。

次に、収支状況であります。本年 4 月から 9 月までの営業日数は 176 日間であり、収入額は 6,401 万円で、前年と比較し 54 万円、0.8%の増加となっております。

また、支出額は 7,507 万円で、前年と比較し 371 万円、4.9%の増加となっておりまして、上半期の事業収支差額はマイナス 1,106 万円となっております。

次に、結いの森の運営状況について御報告申し上げます。

利用状況であります、宿泊客数は2,096人で、前年と比較しマイナス163人、7.2%の減少となっております。

次に、収支状況であります、収入額は2,372万円で、前年と比較し46万円、1.9%の増加となっております。

また、支出額は1,634万円で、前年と比較し68万円、4.2%の増加となっております。上半期の事業収支差額はプラス738万円となっております。

宿泊施設の管理運営の現状といたしましては、長期休業を終えた近隣温泉施設が営業再開したことや、国の旅行支援事業の終了などの影響を受け、日帰り利用、宿泊利用ともに減少しております。特に五味温泉につきましては、昨今の原油価格高騰や資材高騰など、物価上昇の影響により、燃料費、光熱水費、原材料費などが大きく増加していることから、非常に厳しい財政状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響は減少しているものの、エネルギー・食料品等の物価高騰の終わりが見えず、指定管理料の増額を本定例会の一般会計補正予算で提案させていただいておりますので、改めて御審議いただきますようお願い申し上げます。

また、公社の経営改善を実行してもらうことはもちろんですが、次年度以降の指定管理料の見直しも併せて検討していく必要があると考えております。

以上、議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 会議案第8号「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 会議案第8号 下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く5名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、本町の特別職との均衡を図るため、下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例を改正するものです。

条例改正の内容といたしましては、今回提案予定されている一般職員と同様に0.1か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間4.5か月とするものです。

この条例の施行期日は、令和5年12月1日であります。

なお、今回の改正につきましては、下川町議会諮問会議にも意見を求めたところであり、諮問会議からは、11月22日に、改正内容が適当である旨の御意見を頂いているものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申

し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、会議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 30 号「下川町歯科診療所誘致条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 30 号 下川町歯科診療所誘致条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、歯科医師・歯科衛生士の地域偏在、歯科医療提供体制の地域間格差が社会問題として顕在化する中、本町において令和 3 年 7 月末に歯科診療所がなくなり、歯科医療提供問題に直面しており、その解決に資するため、歯科診療所の開業・経営に対し多面的な支援を行い、地域における歯科医療体制の充実を図り、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

条例の主な内容につきましては、本町に歯科診療所を開業・経営し、地域の歯科保健・

医療分野に寄与できる可能性のある方を対象として、設備等の整備に対する支援、研修等への参加に対する支援、資金の融資に対する支援をするために必要な事項を規定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 31 号「下川町簡易水道事業の設置等に関する条例」及び、日程第 8 議案第 32 号「下川町下水道事業の設置等に関する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 31 号 下川町簡易水道事業の設置等に関する条例及び、議案第 32 号 下川町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年 4 月 1 日から、本町の簡易水道事業及び下水道事業の会計方式が、特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、条例の新規制定を行うものであります。

経緯としましては、平成 31 年 1 月 25 日付け総務大臣通知により、人口 3 万人未満の市区町村の簡易水道事業及び下水道事業について、令和 6 年 4 月 1 日までに地方公営企業法への適用を要請されたことから、本町の簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計におきましても、令和 6 年 4 月 1 日に公営企業会計へ移行するものであります。

議案第 31 号 下川町簡易水道事業の設置等に関する条例及び、議案第 32 号 下川町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、条例本文に、「地方公営企業法の財務規定等の適用」、「経営の方針」、「重要な資産の取得及び処分」、「議会の同意を要する賠償責任の免除」、「議会の議決を要する負担付の寄付の受領等」、「業務状況説明書類の作成」、「会計事務の処理」について明記する必要があることから、新たに本条例を制定するものであります。

なお、本制定により、「下川町公共下水道設置条例」及び「下川町簡易水道設置条例」並びに「下川町特別会計条例」につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付けで廃止となります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 31 号及び議案第 32 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 33 号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 33 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年 8 月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う、職員の期末・勤勉手当の引き上げの改正の提案と同様に、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、このたびの一般職員の期末・勤勉手当の引き上げとの均衡を図るため、町長、副町長、教育長の期末手当支給月を 0.1 月分引き上げるものです。

なお、改正に至る経緯としましては、10 月 23 日に下川町特別職報酬等審議会に諮問し、10 月 25 日に、改正内容が適当である旨の答申を頂いております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 34 号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 34 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年 8 月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、給料月額につきましては、全国の民間事業所平均給与額との較差を埋めるため、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、若年層に重点を置いた改定でございまして、行政職平均で 1.10%、医療職平均で 0.67%引き上げる内容であります。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、それぞれ支給月数を 0.05 月分引き上げ、合計 0.10 月分引き上げる内容であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第 34 号の説明資料に基づきまして、給与改定の概要について御説明をさせていただきます。

今回、給与改定につきましては、給料表の改定、期末手当、勤勉手当の改正でございます。

まず、給料表につきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改定となっております。行政職全体の改定率平均でございますけれども 1.10、改定額につきましては 3,345 円。医療職給料表でございますが、改定率…全体で 0.67%、改定額 3,222 円でございます。

2 番目の期末手当でございますけれども、上段は一般職員でございます。括弧の下段につきましては暫定の再任用職員に対する支給率となっております。

まず、改正前につきましては、6 月手当、12 月手当、両方とも 1.20 月分、合計で 2.40 月分でございます。今回の改正で 0.05 月分を引き上げる内容となっております。それぞれ 1.225 月分、合計で 2.45 月分となります。ただし、令和 5 年度読み替えといたしまして、6 月手当は 1.20 月分、12 月手当につきましては 1.25 月分の合計で 2.45 月分となります。

続きまして、勤勉手当でございます。改正前、6 月、12 月ともに 1.0 月分でございます。合計 2.0 月分。改正後につきましては、6 月、12 月ともに 1.025 月分、合計で 2.05 月分でございます。0.05 月分の引上げとなっております。令和 5 年度読み替えといたしまして、6 月手当が 1.0 月分、12 月手当が 1.05 月分で、合計 2.05 月分となるところでございます。

最後に、実施時期でございます。給料表につきましては、令和 5 年 4 月 1 日の遡及、期末・勤勉手当につきましては、令和 5 年 12 月 1 日の遡及という形でございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 35 号「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 35 号 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法及び関係法令の一部改正に伴い、出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するとともに、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、単胎妊娠の場合は 4 か月分、多胎妊娠の場合は 6 か月分の出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額についての規定を追加するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 36 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 36 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、現在建設中であります住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業の概要について御説明申し上げます。元町団地において、現在、木造二階建一部平屋建ての 1 棟 5 戸を建設しているところでございますが、このうち二階建ての 4 戸は公営住宅となっており、平屋建ての 1 戸は地域優良賃貸住宅となっております。

今回の改正は、公営住宅部分について下川町公営住宅管理条例の一部を改正し、別表に 4 戸を加えるものであります。住居形式は 1LDK で、家賃につきましては、入居者の収入や住宅の規模により、公営住宅法で示す係数等によって算定し、入居者ごとに家賃を設定いたします。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 37 号「下川町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 37 号 下川町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、現在建設中であります住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業の概要について御説明申し上げます。元町団地において、現在、木造二階建一部平屋建ての 1 棟 5 戸を建設しているところがございますが、このうち二階建ての 4 戸は公営住宅となっており、平屋建ての 1 戸は地域優良賃貸住宅になっております。

今回の改正は、地域優良賃貸住宅部分について、下川町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正し、別表に 1 戸を加えるものであります。住居形式は 3LDK で、家賃につきましては、入居者の収入や住宅の規模により、公営住宅法で示す係数等によって算定し、入居者ごとに家賃を設定いたします。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 38 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 38 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、昭和 57 年度建設、木造二階建、一の橋 268 番地、1 棟 2 戸の町営住宅を用途廃止するため、条例中の別表を一部改正するものであります。

本住宅につきましては、平成 29 年 4 月から現在に至り、「株式会社 SORRY KOUBOU（ソーリーコウボウ）」が工房として使用をしております。

今後につきましては、現在使用いただいている「株式会社 SORRY KOUBOU」への譲渡を検討しているため、条例中の別表から削除するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋宏彦 産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） 私の方から詳細の説明をさせていただきます。

本物件につきましては、一の橋 268 番地ということではありましたが、こちらを分筆いたしまして、現地におきましては 2 棟 4 戸の住宅となっており、そのうちの 1 棟 2 戸について、今回、条例から削除をしたいと考えているものであります。

条例の中では、一の橋 268 番地の 1 というところが、条例から削除したいと考えているものです。この住宅につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から「SORRY KOUBO

U」さんに賃貸をしております、今に至っております。

以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 公営住宅の処分についての提案でございました。「SORRY K OUBOU」が使うということで報告がありましたけど、この土地については分筆して売るという処分なのか、それとも町所有のままとするのか、そこらへんの判断をお聞かせください。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいま質疑いただきました内容につきましては、土地と建物併せまして譲渡したいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 39 号「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 39 号 下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

ウクライナ情勢や円安などの外的要因によって、飼料や肥料の価格が高騰しており、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

本町の農業は、付加価値の高い施設園芸作物の生産や、農業経営の法人化、規模拡大により、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 か年での農業生産額は、約 34 億円前後で推移しており、新規就農戸数においても少しずつ増加をしています。

一方で、近年の農業者は、高齢化が進んでいることに加え、本町の農業を支える担い手や労働力の確保が重大な課題となっています。

本町の地域課題を解決するため、時代に即応した効果的な施策を講じる必要があることから、下川町農業振興基本条例の一部について改正するものです。

主な改正内容につきましては、条例の定義に、新たに継承者を加え、別表第 1 の農業振興事業においては、一部補助率の見直しを行っております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 39 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 40 号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 40 号 下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、物価高騰や公社営農場リース事業の取扱いが変わったことにより、初期投資の

負担軽減をすることが必要となったため、新規就農者の早期定着並びに経営の安定化を図ることを目的に、時限を設け、激減緩和措置を行うものであります。

条例の主な見直しにつきましては、新規就農者に対し、施設や機械等の整備に対する貸付けができるよう、支援内容を追加するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋宏彦 産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） 私の方から、詳細について御説明申し上げます。

先ほど、町長から提案理由の方に述べられたとおりではありますが、昭和 60 年代から、公社が事業主体となって運営します公社営農場リース事業というのがございます。この事業につきましては、北海道内、新規就農者が就農するに当たりまして、大変有効な手段となり、毎年 10 件程度の利用をされているところであります。

昨今の農水省の制度の見直しの流れの中で、この農場リースの取扱い、特に申請時における採択基準の内容が一部変更されるというようなお話がございました。この中では、初期投資の金額が大きければ大きいほど経済費用効果が下がっていく、言い換えれば、初期投資が少なければ、それだけ経済効果が高くなるというものを指標にしているものです。

今回の新しいルールに基づいて計算いたしますと、先ほど提案のありましたとおり、物価高騰が著しく行われております。特に機械等の金額…ものによっては 3 倍程度上がっているということになりまして、ただ、出力される効果の部分については、畜産については牛乳の売上代というものが効果となります。この点におきまして、総体的にどうしても費用対効果が下がってしまう、そういう事態があります。

そこで、今回、条例本文の中にあります第 8 条のところに、貸付けという部分を提案させていただいております。この貸付けについては、以前までは月額 20 万円を支給して、そして研修を 2 年間していただくというところがありますが、その 5 年間は就農した後に償還猶予というものがございます。この同じところの一つとして、今回、貸付けということで 1,000 万円までということで計上しております。この件についても、先ほどの 20 万円と同様でありまして、5 年間、就農を果たしていただいた場合には償還を猶予するという 것을考えてございます。なお、この条項につきましては、令和 6 年度限りということで、先ほど提案にありましたとおり、激減緩和措置ということで考えております。

あと、別表にあります議案につきましては、43 ページ下段の方にあります「3 新規就農者支援事業」の(3)…こちらの方にも、このように新規就農した場合について補助できるということを今回追記しております。この部分についても令和 6 年度限りということになっております。こちらについては、補助事業ということになっておりまして、さらに追加して、新規就農の方に初期投資を低減する必要がある場合に、こちらの方も適用できるように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 今の説明でよく分からなかったんですけど…補足してほしいんですけども、公社営農場リース事業の採択基準が変わって、経済効果が少ないとみなされたら公社営農場リース事業に採択されにくくなるということですか。

今の説明で例があったのは、物価高騰で初期投資額はどんどん増大していくと、例えば酪農であれば乳価は低迷していると…ということは新規就農の人はその事業をやった場合に最初の経済効果が少ないと判断されて、この公社営農場リース事業に当たらなくなるというか…採択されづらくなるという状況、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

概要としては仰っているとおり…お見込みのとおりであります。経済効果が、こちらでは1.0というふうに定められており、それを超えない場合はそもそもこの事業に乗れないということになっています。1.0を超えたあたりから、この事業として投資と費用効果が見合っているというふうにみなされる制度というふうになっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 4 番 中田議員。

○4 番（中田豪之助君） それに関連してなんですけど、令和6年度限りの措置だということなんですけれども、その前の農業振興基本条例の提案の説明でもありましたように、農業というのは非常に厳しい状況でありまして、地域課題を解決するために効果的な施策を講じる必要があるという町長の説明だったんですけども、状況によっては6年度以降も継続するようなお考えはないのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） こちらの公社営農場リース事業につきましては、北海道が事業採択の申請窓口となっておりますが、北海道は農水省の方に補助金を求めるという流れになっております。いわゆる国費が2分の1入る事業となっており、国費の位置づけが、今、国の予算関係において、令和7年度からまた変わる可能性があります。今までこの農場リース自体の名称は変わってはいないんですが、農水省のどこの事業の予算を使うかというところについては、その年度年度…政権の中で変遷をして、いろんなところにぶら下がりが変わっている状態でもあります。これが令和7年度におきまして、また変

わる可能性があります、もしかすると、この事業が今後無くなる、若しくは変わるという可能性も十分大きいものというふうに今のところ把握しております。ついては、この公社営の事業につきましては、まずは令和6年度までは実施されるであろうというところを情報として掴んでおりますので、今回、この令和6年度に限るということにさせていただきます。なお、今後におきまして、新規就農を進めていきたいという場合については、この事業がある限りは町としては…やはり優先的に検討していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第17 議案第41号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第41号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたものの、人手不足やエネルギー価格・物価高騰など、本町の中小企業を取り巻く状況は、大変厳しい中にございます。

こうした社会・経済情勢を踏まえますと、今後におきましても同様な有事が全国的に起きうると予想しており、本町の地域課題を早期に解決するため、効率的・効果的な施策を講じる必要があることから、条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、中小企業者の定義に、新たに特定非営利活動法人を加えることや、特産品の高付加価値化への支援、資格取得の回数制限の廃止など、内容の拡充を図り、一部見直しを行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 41 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 42 号「下川町体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 42 号 下川町体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在は体育施設として運用を終了している下川町民総合グラウンドについて、下川町体育施設の設置及び管理に関する条例及び下川町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例におきまして、下川町民総合グラウンドに係る箇所を削り必要な改正を行うものです。

また、同じく下川町五味温泉体験の森についても、公の施設として運用を終了していることから、下川町公の施設の設置及び管理に関する条例から、下川町五味温泉体験の森に係る箇所を削り必要な改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは私からは、下川町体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案では 49 ページからとなります。議案の 50 ページで、下川町体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例第 1 条といたしまして今回提案をするものでございまして、内容といたしましては、「下川町民総合グラウンド」について、既に体育施設としての運用を終了していることから、これを削除するという内容になっております。

議案第 42 号説明資料をお開きください。条例の新旧対照表で御説明をいたします。

表は左側が現行、右側が改正案となっております、まず、別表第 1（第 3 条関係）、項目としては上から 3 番目「下川町民総合グラウンド」、これを改正案では「削る」としております。

次に、別表第 2（第 5 条関係）ですが、2 ページ目、上から 3 番目「下川町民総合グラウンド」、これを改正案では「削る」としております。

次に、3 ページ目、別表第 3（第 9 条関係）ですが、「下川町民総合グラウンド」…表を含めてこれを削りまして、3 の「下川町民テニスコート」を 2 として、以下を繰り上げることとしております。

次に、4 ページ目、別表第 4（第 9 条関係）の表中「下川町民総合グラウンド」、これを削るとしております。

私の方からは以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋宏彦 産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） 私の方からは、産業振興課所管の条例につきまして、御説明申し上げます。

説明資料は 5 ページでございます。こちらの表にありますとおり、改正前におきましては、「下川町民総合グラウンド」というのが左手に入っておりますが、右手には…これを外すこととしております。今まで農村活性化センターの体育館の使用に関しまして、先ほどの体育施設と同様のチケットを使うというようなことで共有化しておりましたので、今回、その共有の部分について削除をするものとなっております。

次、議案 50 ページの第 3 条におきましての公の施設の関係についてでございます。これにつきましては、平成 11 年に公の施設としておりまして、平成 13 年からパートナーシップということで、時の「さーくる森人類」というところ…こちらの方と町の協働により管理をしてきたという流れになっております。平成 14 年に…こちらの方は遊歩道を設置いたしまして、森林体験のフィールドとして整備してきたというところで利用していただいておりますけれども、木道の歩道等の腐りが大きくて、これをこのまま使っていただくには安全性が問われるというところもありました。それともう一つ、別途ですが、美桑が丘の取得というのが平成 22 年に行われまして、こちらの方を多くの方が使うということになりまして、当初の目的でありました自然との共生、人と人とのふれあいを促進するということについては、場所が変わりながらもそのままの状態でも…別な場所で使っていただけるというところもございましたので、今回、公の施設から削除したいというふうに考えている内容でございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、こ

れから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） 私の方から、総合グラウンド、それと五味温泉体験の森、それぞれの今後の維持管理について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、総合グラウンドについてですが、あそこはまだバックネットもありますし、照明等の設備等もあります。これからは、あそこの広い土地をどうするかということが今後いろいろ検討されていくんだと思いますけども、バックネットですとか、照明等の設備とか、今後どのようなスケジュールをもって撤去、あるいはそのまま放置されていくのかというのが気になるので、具体的なスケジュールなどがあれば教えていただきたい。

それと、五味温泉体験の森ですが、現時点で立入禁止というふうになっていると思います。こちらについても、このままの状態を継続していくのか…このまま放置されると、当然森はどんどんどんどん荒れてしまいまして、そのことでヒグマなど、五味温泉の近くに出没するというような危険性も考えられます。それで、あの温泉の近くにはヒグマが出てくる…当然近くにはいるんでしょうけども…という風評被害を招きかねないということでございますけども、適度な管理、今後も草刈りですとか…そういう管理が求められると思いますけども、そちらの方としても町として今後どのような考えでいるか、お聞きしたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは私の方から、総合グラウンドの利用について御説明いたします。

今後の予定については、今のところまだ具体的なものは決まっておりませんが、現在、様々な公共施設が老朽化しているということで、この移転などについても町で考えているところでございますが、まとまった…大きな土地というのがあまりなくてですね、総合グラウンド…非常に大きな土地ですので、今の形のまま…例えば町と消防が一体となって移転だとか、そういったことになってくると非常に大きな土地が必要となってくるので、そういう場合は総合グラウンドが候補としては有力な土地となってくるのではないかと思います。今のところ具体的な計画はございません。管理については、当面、次の利用が決まるまで引き続き教育委員会が管理を行うということになっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいま御質問のあった体験の森についてです。こちらにつきましては、公の施設から廃止になりました。あとは経済林として、そのまま管理をしていきたいと考えております。現在、立入禁止…入らないでくださいというような表示をしております。これは、エコハウス…あちらの方から入っていくと途中まではずっと歩いていけるんですが、7 号目～8 号目あたりから木道が出てまいります。この木道が壊れ

ております…部分的には使えるところもあるんですが、このままでは何かあって怪我する可能性もあるということで、そういうことを危惧しまして立入禁止というような状態にしております。このままの状態で行くと、変わらない状況が続くんですが、今後、担当課としては、木道の部分については、いずれ撤去できないかなというふうに考えております。

ただ、この時にいろんな方に御協力をいただきながら、住民の方のふれあいの部分も含めながらやっていきたいなというふうには考えておりますが、具体的なところについては、今後考えたいと思っております。なお、先ほどのヒグマの関係については、あの辺り…相当数のヒグマがいるということで、目撃情報も聞こえております。何かあってからでは遅いということもありまして、ヒグマの対策ということでは適度な駆除はしておりますけれど、そこにはまず入らないでほしいというところの周知、あと当然、五味温泉に入る手前の所にも看板などで周知して、そういう被害に遭わないようにというふうに進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 町長。

○町長（田村泰司君） 先ほどの総合グラウンドの話に付随しまして、私の方からもちょっとお答えをしたいと思います。

総合グラウンドに関しましては、いわゆる体育施設として利用が少ないということもあって廃止をした後、草刈り等の管理はしていたんですけど、バックネット、それから照明等もそのままになっているという状況であります。

今後、市街地にある公有地の遊休地ですね、そういったものの活用について、現在、進んでいなかった状態でありました。それで、今、公共施設の機能統合ですとか、全体の考え方について、大きな建物…役場含めて…消防もそうですけども…耐用年数がまいますので、今後そういったものの配置、それから総合管理計画、個別計画に基づいて、いろいろな議論をして、最終的に遊休公有地をどういうふうに使っていくかということも含めて議論をして、使い方…活用について結論を出していきたいというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） 五味温泉体験の森なんですけども、経済林として管理していくということがありました。自然との共生とか、人と人とのふれあいというのは美桑が丘の方でやっていきますよということで、経済林としての体験の森の方ですね、下川町の森林整備計画というのがあって、そこのところでは、五味温泉体験の森というのは保健・文化機能等維持林というのに指定されていて…ものすごくいっぱい書いてあるんですね、「優れた風致・景観の維持、裸地化の回避により、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。」ということが書いてあります。経済林として管理していくということは、森林整備計画のところであたわっている維持・管理・施業、そういうのはそのまま残っていくんでしょう

か。

それと、F S C 認証でも、五味温泉体験の森というのは保護価値の高い天然林として指定されているようです。今回の管理から外す…公の施設じゃなくなるということで、F S C 認証団体とかに説明はされたのか。そういうところで団体から意見があったのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の、経済林として管理、森林整備計画の関係につきましては、ここを皆伐するということは今のところ全く考えておりませんで、間伐等により出材する可能性があります。そういうものを一般の町有林から出てくる間伐材と一緒に売り払いはかけていきたいと思っております。

あと、この場所につきましては、比較的道路から近いということもありまして、五味温泉の奥に…実はアスファルトの駐車場がございまして、過去…ローラースケート場みたいなもので整備されたと聞いておりますが、こちらのところに実は下りて来る木道があります。それと木道の周辺には、確か…樹齢が 20 年から 30 年ぐらいの立木がございます。こちらの方については、人材確保の観点からも旭川農業高校の森林学科の実習だとか、あと、旭川にある大学校…こちらの方の実習等に活用しております。そういうふうに活用できる程よい樹種がありますので、そういうところも活用していきたいと思っております。いずれにしても、維持管理は当然していくんですが、一般の町有林…山としての維持管理は進めていきたいと思っております。

二つ目の F S C 認証の関係です。こちらについては、具体的に「今回、公の施設から外しますよ」という説明は特段入れておりません。ただ、従来どおりということで、こちらでも F S C の考え方に沿った維持管理、これは当然今後も続けていきたいと思っております。全く手を付けないということではなくて、必要に応じて間伐と施業をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 43 号「下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 43 号 下川町共生型住まいの場の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

候補者選定につきましては、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査をし、その結果の報告を受け、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、公募によらず、「社会福祉法人 下川町社会福祉協議会」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 44 号「下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 44 号 下川町土壌改良施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理者により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

候補者選定につきましては、公募による募集を行い、下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、その結果の報告を受け、下川町土壌改良施設につきましては、「下川運輸株式会社」を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 44 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 議案第 45 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 45 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計の第 7 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 6,539 万円を追加し、総額を 57 億 1,559 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、補助事業採択に係るもの、職員の給与改定等に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の確定等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、基金管理事務に係る経費を、民生費では、福祉灯油等助成事業に係る経費を、衛生費では、新たに歯科診療所の誘致に係る経費を計上しております。

農林業費では、畑地化促進事業に係る経費、施設園芸ハウス増設事業補助金、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金を計上しております。

商工労働費では、地域産業活性化支援事業に係る経費、一の橋地区地域熱供給システム面的拡大事業に係る経費、土木費では、町道除排雪事業に係る経費、克雪事業に係る経費を計上しております。

教育費では、教科書改訂に係る経費、学校教育活動継続支援事業に係る経費を、職員給与費では、人事院勧告に伴う給与改定等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、地方交付税、国・道支出金等をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為補正につきましては、「下川町五味温泉の指定管理料」を物価高騰などに伴い限度額を変更するもの、「令和 5 年度中に農業者が借入れた新農業基盤活性資金に対する利子補給」の期間及び限度額を定めるもののほか、「下川町共生型住まいの場」及び「下川町土壌改良施設」の指定管理者指定に伴う追加でございます。

次に、第 3 条の地方債補正につきましては、事業の確定による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 45 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 議案第 46 号「令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 46 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町下水道事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 118 万円を減額し、総額を 3 億 2,407 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、下水道費で、人事院勧告に伴い人件費を減額するほか、公債費では、長期債償還利子確定に伴う減額を計上しております。

歳入におきましては、財源調整として繰入金を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 23 議案第 47 号「令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 47 号 令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,168 万円を追加し、総額を 15 億 5,053 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、人事院勧告及び人事異動に伴い人件費を増額計上するほか、全体の財源調整のため簡易水道施設基金積立金を増額計上しております。

管理費では、新浄水場敷地内除雪に係る経費を増額計上しております。

建設費では、浄水場管理人住宅除却工事の確定による減額を計上しております。

公債費では、長期債償還利子確定に伴う減額を計上しております。

歳入におきましては、工事請負費及び公債費の補正に伴い繰入金を減額し、令和 4 年度決算に伴う消費税還付金の確定に伴い諸収入を増額するほか、工事請負費の補正に伴い町債を減額計上しております。

第 2 条の地方債補正につきましては、工事請負費の補正に伴う変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 24 議案第 48 号「令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 48 号 令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度介護保険特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 85 万円を減額し、歳入歳出総額を 5 億 2,101 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、地域支援事業費で、人事院勧告に伴う人件費を減額計上するほか、総務費で、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料を増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金の増額、一般会計繰入金を減額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 630 万円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 4,470 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、職員の退職、人事院勧告に伴い減額計上するものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 25 議案第 49 号「令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 49 号 令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 8 万円を減額し、総額を 4 億 9,125 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で、人事院勧告等に伴う人件費の減額、医療費等の執行見込みにより保険給付費を増額し、財源調整のため基金積立金を減額、国庫支出金等の額の確定及び事業の執行見込みに伴い諸支出金を増額計上しております。

歳入におきましては、歳出の補正に伴い保険給付費等交付金を増額し、財源調整により繰入金金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 26 議案第 50 号「令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 50 号 令和 5 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、総額を 6,477 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料等負担金を減額計上しております。

歳入につきましては、額の確定により一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 50 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 27 議案第 51 号「令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 51 号 令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町病院事業会計の第 3 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 1,102 万円増額し、収入総額を 5 億 7,586 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 892 万円減額し、支出総額を 6 億 98 万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的収入を 178 万円減額し、収入総額を 1,913 万円とし、支出におきましては、資本的支出を 294 万円減額し、支出総額を 2,411 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入におきましては、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金等に伴う増額分を計上しております。

収益的支出におきましては、人事院勧告等により医業費用の給与費の減額及び電子カルテシステム等保守点検委託料を増額するものであります。

資本的収入及び支出におきましては、医療機器購入費確定等による減額分を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 議案第 51 号説明資料の 2 ページ、資本的収入及び支出の支出補正内容でございます。建設改良費で、電子処方箋購入見合わせに伴う減額 275 万円がございます。先般、11 月 20 日に開催されました、管理職を対象とした令和 6 年度の予算編成会議、こちらの中では、持続可能な財政運営、効率的な財政運営ということが…確か言われていたかなと思います。今後、更に予算編成の精度が求められるのではないかとというふうには思うんですが、そこで、この電子処方箋購入を見合わせた理由や経緯について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

羽場剛健 町立病院事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） 今回の質問にお答えいたします。電子処方箋につきましては、当初予算で計上していたものでございますけれども、この電子処方箋というのがですね、複数の医療機関から服薬が重複しないかなどを目的とするものでございます。道内における導入実績につきましては、厚労省のホームページに掲載されておりますけれども、道内の病院においては導入がされていない状況であること、また、近隣の病院に確認しましたところ、導入予定は今のところないとのことですから、本院においても検討しまして、今年においては導入を見合わせたというのが結果でございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 28 総務産業常任委員会から道内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いします。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 当委員会が実施した道内所管事務調査の結果を会議条例第 79 条の規定に基づき報告します。

詳細はお配りの資料のとおりですが、現地調査とし、事業担当者等からの説明、見学を行い、その結果について次のとおり概要及び所見を報告するものです。

釧路市「ビジネスサポートセンターk-Biz の取り組みについて」

釧路市では、地域経済のプラス成長と雇用の創出を図るため、企業の「稼ぐ力」の強化に取り組んでおり、平成 22 年度から継続的に連携を深めてきた「富士市産業支援センターf-Biz」をモデルに「釧路市ビジネスサポートセンターk-Biz」を設立、運営をしている。

開設当初より、計画を大きく上回る件数の相談が寄せられたことから、2 年目から副センター長とチーフディレクターを採用し体制を拡充している。累計相談件数は 7,000 件を突破し、リピートでの利用が大半を占めており、地域の事業者の期待に応える質の高い継続的な支援を行う体制を維持している。

無料の経営相談は、事前予約、1 回 1 時間、回数制限なしの伴奏型支援で、相談内容は、お客を増やしたい、商品が売れない、新たなビジネスを考えている、事業承継を考えているなど、経営に関する様々な相談が寄せられている。

アドバイザーの募集は全国に公募をしており、結果にこだわる成果主義と民間の感覚を大事にするため、第一線で働いていた有能な人材を採用している。

ビジネスで流れを変える具体的な提案で相談者をサポートしており、相談者アンケートでは、「良い変化があった」が 83%、また、「売上げが上がった」が 26%、「雇用が増えた・創業した」が 18.8%であり、事業として大きな成果を出している。

所見、釧路市の k-Biz の取り組みは、中小企業支援として大きな効果が見られた。

中小企業支援への取り組みは、地域活性化にもつながる重要なものである。現在、設立に向けた作業を進めている中間支援組織や近い将来に制定が予定されている仮称「産業振興条例」などを通じて、持続性があり相談体制がより明確になるよう、実効性の高いものとなるように努めていただきたい。

小清水町「防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」について」

小清水町旧役場庁舎は、昭和 37 年に建築され 50 年以上が経過し、平成 19 年に内外装

のみの改築を行ったが、建物躯体の老朽化に伴い耐震も不十分であった。

令和 5 年 5 月に老朽化していた役場庁舎を中央公民館と一体化させ、にぎわいの創出と町民の憩いの場も併せ持つ複合型庁舎としてオープンした。総事業費 29 億 3,965 万 6,000 円で、市町村役場機能緊急保全事業債及び過疎対策債が主な財源となっている。

小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」は、非常時でも施設がそのまま機能する「フェーズフリー」の考え方を導入した防災拠点を併せもった施設である。

施設内の「庁舎ゾーン」は、小清水町の畑の起伏をイメージしてデザインされた曲線のカウンターが象徴的であり、来訪者が庁舎に入りやすい作りとなっている。また、窓口業務はキャッシュレス対応となっている。

施設内の「にぎわいゾーン」には、にぎわい広場のほかに、日常の家事を軽減するためのコインランドリー、介護予防や健康推進のためのフィットネスクラブ、地元食材を提供するカフェ、自治会や各種団体が気軽に利用できる活動室やサークル室などがあり、町民一人一人が“ワタシノ居場所”と思える場所づくりで多様性のある空間づくりとなっていた。

フェーズフリーとは、日常的に使っていた設備を非常時でも役立てることができるという防災の新しい考え方である。防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」は、災害発生時の防災拠点としての役割を担っており、駐車場や建物内に一時的に避難できる「一時避難場所」となっている。

所見、本町の役場庁舎は建設から約 50 年が経過しており、更新時期に来ているものと考えられる。

小清水町役場庁舎のように行政や議会の事務処理等の機能にとどまらず、防災機能や地域住宅の「癒し」や「交流」のスペースの確保などにより満足度の高いものとなるよう、機能の充実や財源確保など十分考慮し、住民との合意形成を図りながら慎重に役場庁舎の更新整備を進めていただきたい。

北見市「書かないワンストップ窓口について」

北見市は、かねてから窓口改善の取り組みを行ってきたが、平成 24 年に「新人職員が市役所窓口を利用したら実験」として利用者目線で課題点や改善点を探すグループワークを行った。グループワークでは、手続きごとにたくさんの用紙がある、必要な書類がわからない、記入方法がわからない、何度も住所と氏名を記入させられる、市民も職員も手間と時間がかかっている、複数の窓口で手続きが必要であるなど課題点が挙げられた。

そこで、若手職員が「予算をかけずにできることから窓口を改善したい」と市長に提案し、窓口業務改善事業がスタートした。

平成 26 年には、最初に訪れた窓口でできるだけ多くの用件を終え、来訪者の負担感と二度手間を減らすことを目的として「北見市ワンストップサービス推進計画」を立案、平成 28 年には、民間会社と共同開発した「窓口支援システム」を導入。「窓口支援システム」は、窓口のパソコンで各課が使用している複数の業務システムから必要なデータを読み込むことができ、窓口ナビゲーションで窓口担当者が行う手続きが即時に表示される。このシステム導入により、一つの窓口で一人の職員が対応するワンストップ窓口が本格稼働となった。

視察時に、実際に窓口で転居手続きのデモンストレーションを行った。

来訪者がマイナンバーを提示することによって、職員がシステムに入っている住基情報呼び出し、本人に同意を得て表示された住基内容を口頭で確認、御家族の誰が転居するのか、転居先の住所などを聞き取り、システムに入力をする。ワンストップ窓口で対応している業務の国民健康保険や後期高齢者医療、各種医療費助成、転居によって子供の小・中学校の学区の変更もこの窓口で手続きが完了となる。また、行政で手続きができない電気契約などは、手続き先などが記入された用紙を手渡して案内をしている。

一つの窓口で一人の職員が対応することによって、来訪者の利便性向上だけでなく、職員の業務効率改善にも貢献している。

所見、北見市の窓口サービス改善の取り組みについては、一部若手職員の熱意ある提案を発端に、従来の紙に書く住民票や印鑑登録証明書の発行など、市役所に来る人たちの手間を省くことや事務改善につながるもので、住民の満足度はかなり高いものであった。この取り組みは住民サービスの向上や事務改善、DXの推進にもつながるものであることから、本町においてもDXに見識のある職員や窓口担当者など、中堅職員を中心に早期に住民サービスの向上のため先進地視察などを進めることが重要と考える。

以上、令和5年度道内所管事務調査委員長報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第29 総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いします。

小原仁興 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（小原仁興君） 当委員会が実施した町内所管事務調査の結果を、会議条例第79条の規定に基づき、次のとおり報告します。

詳細はお配りの資料のとおりですが、現地調査を基本として、担当課長等の説明を受け、その結果について、次のとおり概要・所見を報告します。

「宅配事業・下川墓地の状況」

町内のスーパーが平成31年に閉店し、食料や重量物の宅配が廃止となった。一方で運転手の高齢化により、乗り合いタクシーやスクールバスなどの運行などへの支障が懸念されている。

こうした地域課題を解決するため、地域おこし協力隊を「株式会社下川ハイヤー」へ委嘱し、町内店舗の商品の購入や貨客混載による宅配などの実証実験を実施している。

所見、宅配事業の実績は増加傾向にあり、高齢者を中心に需要が増えていくことが予想される。今後は、参加店舗の加盟促進などにより、より一層地域住民の利便性を向上させることが望まれる。

宅配事業は、これからも必要な事業であることから、事業主体と連携して地域おこし協力隊制度の活用により人材を確保するなど、必要な措置を講じていく必要がある。

下川墓地、本町の年間死亡者数はおおむね60名前後で推移しており、うち約6割が下川町火葬場を利用している。

墓地については、令和4年度末現在で使用されている区画は1,166区画であり、過去5年間の新規及び返還数の平均は、新規で2件程度、返還で10件程度となっている。

所見、火葬場の火葬炉については、耐火レンガの改修に昨年度220万円の費用を要しており、今後計画的な改修や更新の検討を行っていく必要がある。また、本年10月に町内の葬儀事業者が廃業しており、今後町外での葬儀が増えていくことが予想されることから、現行の町外火葬場利用に伴う利用料の差額補助についても、近隣自治体の利用料の動向を十分把握し、過度な負担とならないよう配慮していく必要がある。

「元町団地工事現場」

元町団地公営住宅（D棟）は、木造2階建てで、3LDK1戸、ワンルーム1戸、1LDK3戸の1棟5戸の住宅である。元町団地公営住宅は、D棟が最後の建設となっており、北側の空地については、近隣住民が堆雪場として利用することとなっている。

所見、元町団地公営住宅の建設は、計画どおりに進捗しており、今後も安全に留意しながら完成後早期に町民が使用できるよう、遅滞なく工事を進めていく必要がある。

「浄水場及び送水管建設現場」

下川浄水場建設工事は、2か年であり今年度が最終年度となる。浄水場は、鉄筋コンクリート造り、一部3階建ての建屋はおおむね完成しており、採用する浄水方式は自動運転が可能である最新式の「セラミック膜ろ過方式」であり、令和4年度実績による計画一日の平均給水量は1,101 m³、給水人口は2,659人である。

送水管については、直径200mmのダクトイル鋳鉄管を使用しており、総延長1,980mで令和4年度1,650m、令和5年度330mの施工で道道下川雄武線などの道路沿いに埋設されている。

所見、工事は順調で、完成は来年の2月を予定しており、町民へ安全で安心できる水道水を安定して供給するためにも、今後も安全に留意しながら遅滞なく工事を進めていく必要がある。

「株式会社草原の碧の状況」

本町では4件目の畜産・酪農収益力強化整備等特別事業である。フリーストール牛舎1棟、搾乳ロボット2台、貯蔵タンクであるバルククーラー2基、スラリーストア1基、コンポスター1基を整備したものである。

牛床の敷料は、牛糞をコンポスターで脱水・乾燥させたものを再利用し、寝床を清潔に保つとともに、余剰のコンポスターは、牧草やデントコーンの肥料として環境に負荷をかけない酪農経営を行っている。

所見、現在の牛の個体販売がピーク比で3割から4割程度下落しており、乳価は110円程度で推移しているものの、生産コストがそれ以上に上昇しており、利益が出づらい状況であるとのことであった。今後は、安定した経営に向けた様々な支援が必要である。

「戸田建設株式会社の状況」

戸田建設株式会社と下川町は、企業と地域の連携による「地方創生モデル」を形成し、持続可能な地域社会の実現を目的として「地方創生に関する包括連携協定」を締結している。

一の橋地区で太陽光システムなど再生可能エネルギーを利用して夏秋イチゴのハウス栽培を行っているが、今後は既存のバイオマス熱供給システムによる熱利用を予定してい

る。

所見、夏秋イチゴ栽培の事業規模の拡大に伴い雇用人数の増加が見込まれている一方、ふるさと納税返礼品としての効果が期待できる取り組みである。また、将来的には、山びこ学園利用者等の障がい者雇用も予定しているなど、様々な効果が見込まれることから、連携協定に基づく取り組みが有効に機能するよう相互の連携をより強固なものとしていく必要がある。

「一の橋取水施設」

一の橋取水施設は、一の橋地区の住民 110 人へ水道水を供給している。取水施設から浄水場までは 3,082m の導水管で沢の水を送っているが、昭和 48 年の建設から 50 年が経過していることから施設の老朽化が著しい状況であった。

所見、8 月の大雨においては、取水施設や導水管路などで大規模な洪水被害に見舞われ、復旧までに数日を要したとのことであり、特に取水施設までの管理用道路においては、3 か所の道路寸断などの被害に遭っている。

今後は、大雨などに影響されないよう取水の場所や取水の方法など、水道水の安定供給に向けた、水道施設整備計画の早急な策定が必要である。

「認定こども園運営状況」

下川町認定こども園は、定員 95 名の保育施設であり、0 歳から 6 歳までの幼児を 6 クラスに分けて保育している。特色のある活動としては、「森のあそび」、「食育への取り組み」、「地域間交流などの取り組み」を行っている。

こども園の運営では、一時保育の受け入れも行っており、保護者の傷病、冠婚葬祭、断続的な就労や育児疲労などの際に利用が可能である。

所見、保育士の業務は、事務作業を含めて増加傾向で、勤務時間内に処理する事が難しい状況であるとのことから、事務作業の簡素化など工夫し、利用者のニーズに対応できるよう保育士が保育業務に専念できる環境づくりが必要である。

「下川小学校運営状況」

下川小学校の在籍児童数は 117 人であり、通常学級 6 クラス、特別支援学級 4 クラスとなっている。

認定こども園との交流活動や中学校との連携、地域の大人たちがクラブ活動の講師を担うなど、地域とのふれあい活動を積極的に取り組んでいる。

8 月の大雨の雨漏りにより、校舎のフローリングが浮き上がるという被害に遭い、合板を敷くなどの応急的な措置が見られた。

所見、認定こども園との交流活動や小中連携をはじめ、町民との関わりを持つ授業や取り組みなどが活発であり、町民の理解や関心を喚起する上でも評価ができるものである。

今後もより充実した運営を望むものである。

また、雨漏りによるフローリングの被害については、校舎の老朽化が起因していることも考えられることから、原因の究明と速やかな改善策を講じて、心身ともに健やかな子供たちが育むことができるよう、教育環境の整備と充実を図ることが必要である。

以上、令和 5 年度町内所管事務調査委員長報告とします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、12月定例会議の再開は、明日12月12日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後0時7分 散会